

相續・贈与

専門家に相談して対応を

相続が起こった時、相続人が相続税を支払う必要があるかどうかは、亡くなった人の遺産の額によって決まる。相続税には基礎控除という非課税枠があり、遺産が基礎控除を超えていたら、超えた部分に相続税がかかるという仕組みになっている。

現在の基礎控除は「3000万円＋（600万円）×法定相続人の数」。例えば相続人が3人の場合だと、基礎控除は4800万円となる。基礎控除は税制改正によって2015年から、それまでの6割に縮小されたため、相続税がかかるケースが増加した。亡くなった人100人のうち、相続人に相続税負担が生じる人の数を見ると、税制改正前の14年は4・4人だったのに対し、24年は10・4人と2倍以上になっている。

遺産が基礎控除を超えているかどうかは、亡くなった人の遺産の相続税評価額の総額を計算

してみないとわからない。相続税評価額の求め方は遺産の種類によって異なり、現金・預貯金には額面残高、建物は固定資産税の評価額となっている。土地は時価や公示地価ではなく、「路線価×面積」で計算するのが基本

だが、形状や接している道路との関係などによって加算・減算があり、計算が難しいので、相続に詳しい税理士に依頼して評価額を計算してもらうとよい。

大都市圏だと路線価が高く、土地の相続税評価額も高くなりがちだが、亡くなった人が住んでいた土地に同居していた親族が引き続き住むなどの条件を満たすと、評価額が8割減額される「小規模宅地等の特例」がある。これが使えれば土地の評価額が大きく減るが、条

件が細かい。適用が受けられるかどうかは専門家に判断してもらおうのが望ましい。

大きく変わった
生前贈与のルール

遺産の相続税評価額の総額を計算した結果、相続税の負担が重くなりそうだったら、相続税対策を考えたい。

比較的取り組みやすいのは生前贈与だ。生前に財産の一部を贈与して減らしておけば、相続税の負担が軽減されるが、24年の税制改正で贈与税のルールが変ったので注意が必要だ。

生前贈与を用いた相続対策としては、贈与税の非課税枠である年間100万円以下の贈与を複数回行う「暦年贈与」が広く利用されてきた。ただし、亡くなる前3年以内に贈与された財産は、相続財産に加算される「持ち戻し」がある。27年

1月以降の相続から、この持ち戻しの期間が段階的に7年に延長されるため、暦年贈与による相続税の節税が難しくなっている。

代わって注目されているのが「相続時精算課税」だ。60歳以上の親・祖父母から18歳以上の子・孫への贈与が対象で、管轄の税務署に「相続時精算課税選択届出書」を提出すると、それ以降は2500万円まで非課税で贈与できる。贈与した財産は、相続時に相続財産に加算されるので、相続税の軽減には直接結

平日 9:00~18:00 土曜日 9:00~18:00 日曜・祝日 10:00~17:00

CM

定員先着**300**名様 参加費無料
どなたでもご参加いただけます。

申込はこちらから!

ランドマーク税理士法人は相続・事業承継・資産承継の
専門家集団として総合的にサポートします。



士事務所、税理士法人に
その後、ランドマーク税

（税務研究会）

ランドマーク税理士法人 検索
<https://www.landmark-tax.com/>

ランドマーク税理士法人グループ
 [本部] 東京都千代田区丸の内2丁目5番2号三菱ビル9階
 アクセス: JR線、東京メトロ丸ノ内線「東京駅」徒歩3分
 東京メトロ千代田線「二重橋前駅」徒歩2分

【所属】東京税理士会 麹町支部 【法人番号】第1606号
【代表】清田 幸弘 【設立】1997年
【支部】新宿、池袋、町田、みなとみらい、横浜駅前、横浜緑、新横浜、
銀洋新横浜、武蔵小杉、大宮、新松戸、湘南台、朝霞台、鶴屋